

かづの果樹センター自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

1 総則

かづの果樹センターの自家用電気工作物について、次の業務を実施するものとする。

- (1) 定期点検の実施（月次点検及び年次点検）
- (2) 臨時点検の実施（事故発生時等、必要な都度）
- (3) 不良箇所改修の指導及び助言
- (4) 事故発生時の応急措置の指導及び事故原因調査並びに再発防止対策の指導
- (5) 電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続き指導
- (6) 電気関係法令に基づく立入検査の立会い

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 対象自家用電気工作物

- (1) 施設名 かづの果樹センター
- (2) 所在地 秋田県鹿角市花輪字小坂野3-12
- (3) 需要設備 容量：130kVA 電圧：6,600V
- (4) 非常用予備発電装置 容量：8kVA 電圧：200V 内燃機関

4 委託業務方法

電気管理技術者又は電気保安法人による保安管理とする。

また、原則として施設管理担当者が受注者の保安管理業務に立ち会うものとする。

5 委託業務

- (1) 定期的に行う点検の周期は、次のとおりとし、巡視点検、測定及び試験の結果、経済産業省令に定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導、助言を行うものとする。
 - ①月次点検：需要設備及び非常用予備発電装置隔月に1回（年6回）
絶縁監視装置による常時監視
 - ②年次点検：1年に1回
 - ③臨時点検：必要な都度
 - ④工事期間中の点検：週1回以上
- (2) 電気工作物の事故発生又は発生するおそれがある場合は、次のとおりの処置を行うものとする。
 - ①現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示
 - ②事故・故障の状況に応じた臨時点検
 - ③事故・故障の原因が判明した場合は、再発防止対策に関する指示
 - ④電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規定に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導
- (3) 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする。）以上）の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に次のとおり処置を行うものとする。
 - ①警報発時の原因を調査し、その適切な処置を行う。
 - ②警報発時の受信記録を3年間保存する。
- (4) 電気事業法第107条に規定する立入検査の立会を行うものとする。
- (5) 次に掲げる場合には、必要に応じて立会い又は検査若しくは助言を行うものとする。
 - ①電気工作物に関する経済産業大臣への提出書類及び図面の作成
 - ②電気工作物の設置又は変更の工事に関する設計の審査及び竣工検査並びに工事期

間中の点検

6 委託業務外

- 次に掲げる自家用電気工作物で、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が確認されているものに関わる保安管理業務については、「5 委託業務」の限りではない。
- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物
 - ①取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
 - ②取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
 - ③構造上内部点検のできない密閉型防爆構造の機器
 - ④建築基準法第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - ⑤労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (2) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物
 - ①点検時現場に設置されていない移動式機器等
 - ②点検時に著しい危険の伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
 - ③高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
 - ④業務上の都合等発注者の事由で受注者が立入りできない場所に設置された機器等
 - ⑤情報管理及び衛生管理又は機密管理のため立入が制限される場所
 - (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
 - (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

7 発注者から受注者への通知

- (1) 代表者又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合
- (2) 契約対象電気工作物を変更する場合
- (3) 法令に定める技術基準に適合しない事項が判明した場合
- (4) 工事の実施及びそれに係る竣工検査を行う場合
- (5) 電気事業法に基づく立入検査が行われる場合
- (6) 相続等により、この契約に基づく権利義務の継承があった場合
- (7) 災害又は電気事故及び異常が発生した場合
- (8) 電気工作物及びその周辺で業務の実施に影響を及ぼす事由またはその恐れが生じた場合

8 建物内施設等の利用

次の施設については、委託業務を実施する際に利用可とする。

- (1) 共用施設
- (2) 駐車場

9 発注者及び受注者の協議

- (1) 契約対象電気工作物等を変更しようとする場合
- (2) 電気工作物の工事・維持及び運用に関する計画を策定しようとする場合
- (3) 電気工作物の工事計画の作成及び使用前自主検査並びに竣工検査を実施しようとする場合
- (4) 電気工作物の巡視・点検及び試験に関する年度実施計画を作成しようとする場合
- (5) 電気工作物の保安に関する報告書を関係官庁に提出しようとする場合
- (6) 保安規程及び細則を変更しようとする場合
- (7) 受注者が保安管理業務委託料等を変更しようとする場合
- (8) その他委託業務の内容について疑義のある場合

10 その他

- (1) 鹿角地域振興局長は、委託期間にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
- (2) 発注者及び受注者は、次のいずれかに該当する場合は、契約期間内であっても契約を更改することができる。
- ①設備容量及び受電電圧が変更された場合
 - ②受電電圧が変更された場合
 - ③非常用予備発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - ④発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更され又は新たに設置された場合
 - ⑤配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
 - ⑥発注者が保安規程を変更する場合
 - ⑦受注者が保安管理業務委託料等を変更する場合